

加西市ふるさと創造条例
逐条解説

加西市

目次

前文	．．．．．	1～2 ページ
第1章 総則		
第1条（目的）	．．．．．	3 ページ
第2条（定義）	．．．．．	3 ページ
第3条（基本理念）	．．．．．	4 ページ
第2章 役割		
第4条（市の役割）	．．．．．	5 ページ
第5条（住民の役割）	．．．．．	5 ページ
第6条（事業者の役割）	．．．．．	5 ページ
第3章 市の基本的施策		
第7条（地域の将来ビジョン）	．．．	6 ページ
第4章 委任		
第8条（委任）	．．．．．	7 ページ
附則	．．．．．	8 ページ

前 文

私たちは、先人が営々と築き上げてきたこの地加西に暮らしている。「播磨国風土記」にも記され、豊かな風土に恵まれながらも、数多のため池を擁する地勢は先人達の計り知れない労苦と努力を物語っている。今、安心して暮らせる地域があるのは、あなたたちのおかげである。また、自然界からもたらされる実りは、ここに暮らす人々に幸せをもたらせてきた。人間も動物も自然を父とし母として生まれ、その中で共生し暮らしてきた。

しかし、現代の豊かさは人間だけに向かっているのではないか。これまでの豊かさを作り出してきた仕組みは、時代の変化の前に軋んでいる。豊かさの源泉である自然界への崇敬の念は薄れ、盤石であると信じていたものは大きく揺らいでいる。

心を研ぎ澄まし、自然の示唆に気付かねばならない。そして、深く考える。

そのことを、阪神・淡路大震災や東日本大震災に遭遇した人々が助け合う姿に、明らかに見いだすことができる。それは、人が信頼し合い、慈しみ合う中にある「人を思う心」である。「思いやり」が溢れるまちづくりは、未来に誇れるまちづくりとなるだろう。未来に続く幸せなまちは、一人一人が家庭、地域社会や自然とつながり、自ら考え行動する住民が主人公になる。地域の中の一人一人が主人公となり、ふれ合い、語り合い、互いを知りあうことで絆が強まり、「思いやり」はさらに深まる。

ここに、私たちは、今に暮らす全ての加西市民と後世に暮らす市民のために、豊かな歴史と美しい風土のもと幸せに暮らすまち加西市を維持し、さらなる発展を目指して、本条例を制定する。

《趣旨》

前文は、この条例の制定の趣旨や基本的な考え方などを示しています。

《説明》

加西市は播州平野のほぼ中央に位置し、穏やかな気候と肥沃な土地に恵まれています。

また、低山に囲まれ大きな河川も無いため風水害にも強く、安全な地域であると言えます。

一方、古来、農業用水の確保には苦労し続け、市内には千近くのため池があります。現在は、糶谷ダムによる農業用水の供給が受けられることにより、農業基盤は盤石なものになっています。

このような素晴らしい地域をつくり出したのは、言うまでもなく過去に暮らした多くの人々です。1300年前の「播磨国風土記」にも土地の肥沃な様子が記されているほか、多くの古墳や歴史的遺産が残されています。

そのような昔から人は、自然の偉大さを知り、自然との調和を大切に暮らしてきました。全国的に見ても、文明の進歩の中、住環境の変化や生産・消費のシステム化が進み、自然と共に暮らしている意識が遠ざかりつつあります。しかも、資源の開発利用は、人類にのみ恩恵をもたらすように利用されています。科学技術の進歩は、人間の暮らしを豊かにし

ましたが、プラス面だけでは無かったことは、歴史が証明しています。公害や自然環境破壊・汚染、温暖化など、解決が困難な問題をたくさん作り出しています。福島第一原発事故は我々に、何を語っているのでしょうか。

またその他、若年者の減少による年金制度の疲弊、非正規雇用の増加、生活保護の激増、非婚化の進展など、抜本的な対策が必要な問題も山積しています。

一方、加西市においても例外ではありません。少子高齢化をはじめ地域における人間関係の希薄化や一人暮らしの家庭の増加、空き家の増加、里山の荒廃、農商工業の後継者不足等々、枚挙にいとまがない状況です。

近時の二度の大震災は、私たちに豊かさの陰に隠れつつあった「絆」を思い出させました。顔も名前も知らなかった人達が、被災者の辛さを自分のことと同様に捉え、「思いやり」でつながった時、人間本来が「復活する」すばらしい力を生み出しました。この思いがあるかぎり、未来はきっと明るいものになるでしょう。

地域においても高度情報化社会及び国際化の進展、少子高齢社会の進行等により、社会情勢の変化は早まっています。問題が明らかになり、多くの地域で影響が出てから制度を作っているのは、事態の深刻化を招くこととなります。また、地域においても住民ニーズの多様化が進み、地域の持つ条件や置かれた状況により、問題の重要度は解決の優先度は変わってきます。

したがって、最善の効果を得るためには、地域毎に取組み方を工夫することが望ましいと考えます。その取組み方を地域住民のできるだけ多くの意見を反映して決めていくことで、住民が望む地域づくりが実現されることでしょう。

成熟社会に到達した日本が、かつての高度経済成長期のような状況に戻ることはないでしょう。しかし、その時以上に幸福感に満ちた社会を創ることは可能です。自然との共生、人と人が「思いやり」でつながり、我々自身が「一人一人が幸せになる社会」になることを強く願い、その目的に向かって自ら何かをはじめるときがスタートです。

行政と住民が協働し、基本的な理念のもとに市民が主体となった自治を推進するために、この条例を制定するものです。

〈参考〉

○播磨国風土記：和銅六年、西暦 713 年 5 月に奈良平城京で全国 60 余国に撰上の命令が出された。

○現在の問題：加西市ふるさと創造会議検討委員会報告書(平成 25 年 3 月)

別添資料を参照

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、加西市における住民の主体的な参画と協働によって、持続可能なまちづくりを推進するため、基本理念を定め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

《趣旨》

条例の目的とは、この条例が取り扱う範囲を定めるとともに、この条例の解釈や運用の指針となるものです。

《説明》

本条では、この条例の目的を「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すこと」としてしています。

加西市のまちづくりを進めるにあたっては、市の役割、住民の役割、地域に関わる事業者の役割などを明確にし、協働して推進することになります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

(1) **住民参加** 市の意思形成の段階から住民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と住民及び事業者が協働することをいう。

(2) **協働** 市と住民及び事業者がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に連携し、協力することをいう。

《趣旨》

本条は、この条例の中で同様の解釈となるよう、この条例で使用されている用語の意義を定めています。

なお、この用語の意義は、この条例の中でのみの定義です。

《説明》

(1) 第1号にある「市の意思形成」とは、行政が施策実施の根拠となる重要な諸計画の策定等を言います。「住民の意思が反映される」とは、パブリックコメント手続、意見交換会、審議にかかる委員会等への市民参加を言います。

(2) 第2号にある「果たすべき責任」とは第1条にある「持続可能なまちづくりの推進」にあたり、負うべき責任を言います。多様な市民ニーズにきめ細かく対応するためには、市と住民及び事業者がそれぞれの特性を生かして連携し、協力した方が効率的、効果的に

地域の課題を解決できると考えています。

(基本理念)

第3条 将来にわたり地域が輝き、住民が幸せを実感できるまちづくりを推進するため、市、住民及び事業者は協働する。

(1) 市、住民及び事業者は、地域の個性と自主性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

(2) 住民参加は、子ども、大人及び男女を問わず人権が尊重され、適正に運営されなければならない。

《趣旨》

加西市の地域づくりには、自治会、老人会、婦人会、PTA、消防団ほか各種団体及び農商工事業者が携わっています。そのような団体の地域での活動に共通する基本的な考え方を基本理念として、ここで規定しています。

《説明》

「地域が輝く」とは、地域住民が生きがいや希望にあふれた暮らしを営むことであり、一人一人が自分の幸せを感じられるまちづくりを目指します。また、地域で活動する者がそれぞれの得意分野やその者しか成し得ないことを自覚し、協力していくことが必要です。

(1) 地域は、様々な特色や条件を備えています。また、伝統文化や地場産業等においては、技術や人材も多様です。それらを活かした、住民の思いが大切にされ、反映されるまちづくりが重要です。

(2) 住民がまちづくり活動に参加しようとするとき、その機会が等しく開かれていなければなりません。地域の力は、あらゆる人たちが参加し、互いの違いを認め合いながら暮らしやすいまちづくりに、その力を結集することが重要です。女性や若者、子どもの参加も将来にわたる地域づくりには欠かすことができません。

第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、住民及び事業者自らがまちづくりについて考え、行動する活動を円滑に推進するための支援、情報の共有に努めなければならない。

《趣旨》

本条では、市の役割を定めています。

《説明》

住民が主体的なまちづくりに取り組む場合は、市は物的、人的、財政的支援を講じると共に、住民への説明責任を果たし、市民との情報共有を図って行きます。

(住民の役割)

第5条 住民は、基本理念に基づき、住民参加に対する理解を深め、地域社会に関心を持ち、自らの責任と役割を自覚し積極的な参加、または協力するよう努めるものとする。

《趣旨》

本条では、住民の役割を定めています。

《説明》

住民が自治会活動、NPO活動、ボランティア活動などのまちづくりを推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。

また、それらの活動は他者から強制されるものではなく、主体的に行われるものです。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域の一員としての役割を認識し、まちづくりを推進することに努めるものとする。

《趣旨》

本条では、事業者の役割を定めています。

《説明》

「事業者」には、NPO団体や社会福祉法人等も含まれます。事業者は営利、非営利を問わず、地域社会を構成する重要な一員であり、保有する知識・技能はまちづくり資源の一つです。

第3章 市の基本的施策

(地域の将来ビジョン)

第7条 市は、地域住民が総意を持って自ら策定する地域の将来ビジョン（以下、「地域ビジョン」という。）について、その意見を尊重するとともに、市の総合計画及び諸計画の実施にあたり、可能な限り地域ビジョンを反映することに努める。

《趣旨》

本条では、地域住民自らが地域ビジョンを策定できることを定めています。

《説明》

「地域住民が総意を持って自ら策定する」とは、地域ビジョンを策定する対象地域の住民が多く、住民の意見を聴きながら民主的ルールの下、決めて行くことを言います。

また、市は各地域ビジョンを行政施策の実施にあたり十分に理解しながら実現について協力して行くこととします。

第4章 委任

(委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

《趣旨》

本条では、条例に基づき規則等を定めることとしています。

《説明》

社会情勢の変化や条例の趣旨を最適に実現するために、適宜、規則等で必要な処置を講じて行きます。